草津栗東行政事務組合監査委員条例

令和４年１０月１日
条例第９号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２０２条の規定に基づき、草津栗東行政事務組合監査委員の事務に関し必要な事項を定めるものとする。

（定期監査）

第２条　監査委員は、法第１９９条第４項の規定による監査は、毎会計年度１回これを行う。

２　前項の監査を行うときは、監査の期日前７日までにその期日を管理者、組合議会の長および法令または条例に基づく委員会または委員（以下これらを「関係機関」という。）に通知しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

（随時監査）

第３条　監査委員は、法第１９９条第５項の規定による監査をしようとするときは、監査の期日前５日までにその期日を管理者および関係機関に通知しなければならない。ただし、緊急に監査の必要があると認めるときは、この限りでない。

（補助金等の監査の通知）

第４条　法第１９９条第７項の規定により監査を行うときは、監査期日前１０日までにその期日を監査の対象となる財政的援助を与えているものに対して通知しなければならない。ただし、特別の理由があるときはこの限りでない。

（関係人の出頭要求等）

第５条　監査委員は、法第１９９条第８項の規定により、関係人の出頭を求め、関係人について調査し、もしくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、または学識経験を有する者等から意見を聴くときは、当該期日前７日までにその旨を管理者および関係人に通知しなければならない。

（請求または要求に基づく監査）

第６条　法第７５条第１項、~~法~~第９８条第２項、第１９９条第６項および第７項、第２３５条の２第２項、第２４２条第１項、第２４３条の２の９第３項の規定による監査は請求または要求があった日から１０日以内に着手しなければならない。

（例月出納検査）

第７条　監査委員は、法第２３５条の２第１項の規定による出納検査を毎月２０日から月末以内に行う。ただし、やむを得ない理由があるときは、これを変更することができる。

（指定金融機関等の監査の通知）

第８条　法第２３５条の２第２項の規定による監査を行うときは、監査の期日前５日までにその

期日を当該指定金融機関、指定代理金融機関または収納代理金融機関（次条において「指定金融機関等」という。）に通知しなければならない。ただし、特別の理由があるときはこの限りでない。

（指定金融機関等の検査結果の報告の要求）

第９条　会計管理者は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。）第１６８条の４第３項の規定により監査委員から指定金融機関等の公金の収納または、支払の事務および公金の預金の状況について検査の結果の報告を求められたときは速やかにこれに応じなければならない。

（審査および意見の報告）

第１０条　監査委員は、法第２３３条第２項による決算、証書類その他の書類の審査の結果に基づく意見は、審査に付された日から９０日以内に管理者に通知しなければならない。ただし、９０日以内に審査を終了することが困難と認められる場合は、あらかじめその旨を管理者に通知し期日を延長することができる。

（請願に対する措置）

第１１条　法第１２５条の規定による措置については、送付のあった日から３０日以内にその結果を組合議会に報告しなければならない。

（監査、検査に必要な書類の提出要求）

第１２条　法第２３３条第２項の規定による決算審査その他の検査、監査の実施に際しては監査委員は長に対し職務執行上必要と認めた書類、帳簿その他の記録の提出を求めることができる。

（管理者の勧告に対する報告）

第１３条　法第１８０条の４第１項の規定により組織および運営の合理化に関する勧告を受けた場合は、その日から３０日以内にその措置の結果について長に報告しなければならない。

（告示および公表）

第１４条　監査委員の行う告示および公表は、草津栗東行政事務組合公告式条例（令和４年草津栗東行政事務組合条例第２号）の規定に準じて行う。

（委任）

第１５条　この条例に定めるものを除くほか、監査、検査および審査の執行について必要な事項は、監査委員が協議して定めることができる。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（令和６年２月１６日条例第１号）

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

付　則（令和８年８月２４日条例第４号）

この条例は、令和８年９月２４日から施行する。